

ドイツ・ETFアロケーション・ファンド (安定型) / (成長型)

愛称：プラチナラップ

追加型投信 / 内外 / 資産複合



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号

ホームページアドレス

<https://funds.dws.com/ja-jp/>

電話番号 03-5156-5108

(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うドイツ・ETFアロケーション・ファンド（安定型）／（成長型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月10日に関東財務局長に提出しており、2024年1月11日にその効力が発生しております。

1. 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
2. 投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

<商品分類及び属性区分>

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|--|------|------------------|--------------|------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 資産複合 | <安定型> その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券））） | 年1回 | グローバル （日本を含む） | ファンド・オブ・ファンズ | <安定型> あり （フルヘッジ） |
| | | | <成長型> その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式、債券、不動産投信、コモディティ、ヘッジファンド））） | | | | <成長型> あり （適時ヘッジ） |

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<委託会社の情報>

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 委託会社名 | ドイツ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1985年7月8日 |
| 資本金 | 3,078百万円（2023年11月末現在） |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 454,766百万円（2023年11月末現在） |

投資信託の基礎知識

(注)本ページは投資者の皆様へ投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



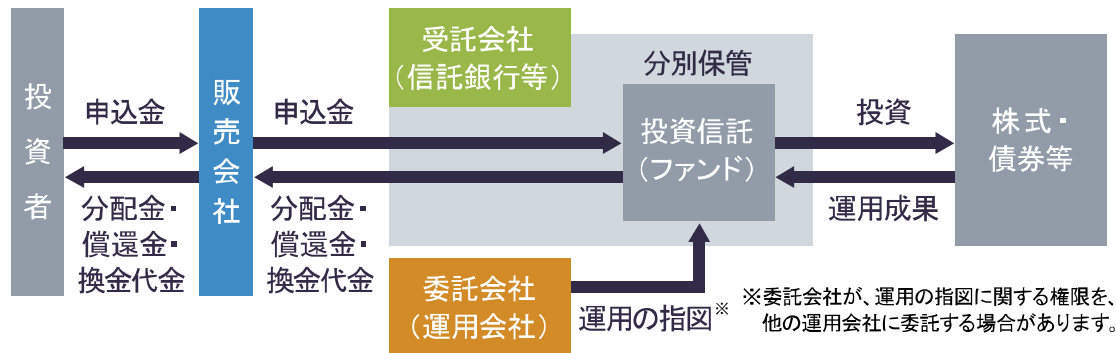
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1

上場投資信託証券(ETF[※])を主要投資対象とし、様々な資産に分散投資を行います。

※ ETFとは、Exchange Traded Fundsの略称で、金融商品取引所に上場されている投資信託です。ETFによっては、日本国内の一般の投資者が証券会社を通じて直接購入することができるものがあります。なお、直接購入される場合、売買委託手数料等(証券会社毎に異なります。)がかかります。

2

安定型、成長型があります。

<安定型>

- 原則として、ETFへの投資を通じて、先進国の株式、国債及び投資適格社債等を実質的な投資対象とし、分散投資を行います。
- 投資対象資産の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長と短期的な基準価額の下落を概ね一定水準(下値目安^{※1})に抑える^{※2}ことを目指します。

※1 原則として、下値目安は3ヵ月に一度の基準日における基準価額の-3%程度の水準とします。当該水準は、運用者の判断により今後予告なしに変更される場合があります。基準日は原則として毎年3月、6月、9月、12月の最終営業日とします。

※2 下値目安はあくまでも運用上の目安であり、基準価額が当該水準を下回った場合でも、運用者の裁量により、信託財産の中長期的な成長を優先した資産配分が行われることがあります。市場環境及び資金動向等によっては、基準価額が下値目安を大きく下回る場合があります。基準価額が下値目安を下回らないことを保証もしくは示唆するものではありません。

- 原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

<成長型>

- 原則として、ETFへの投資を通じて、世界の株式及び債券に加え、REIT、コモディティ及びヘッジファンド等を実質的な投資対象とし、分散投資を行います。
- 投資対象資産の組入比率を機動的に変更することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 原則として対円での為替ヘッジを機動的に行います。

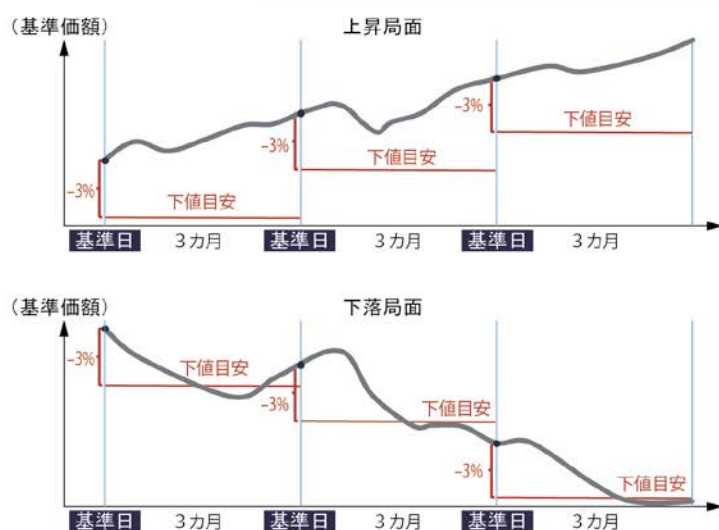
各ファンドの為替ヘッジについて

各ファンドの対円での為替ヘッジは、原則としてETFの通貨で行うため、為替ヘッジの対象となるETFが当該通貨以外の通貨エクスポージャーを保有している場合には、当該通貨とその他通貨の間の為替変動の影響を受ける場合があります。

(注1) 販売会社によっては、「安定型」、「成長型」どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

(注2) 各ファンド間でのスイッチングの取扱いは販売会社により異なります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<安定型の基準価額と下値目安のイメージ図>



下値目安は3カ月に一度の基準日における基準価額を基に決定されます。そのため、投資タイミングや保有期間等によっては当ファンドの基準価額が3%以上下落することがあります。

※下値目安はあくまでも運用上の目安であり、基準価額が当該水準を下回った場合でも、運用者の裁量により、信託財産の中長期的な成長を優先した資産配分が行われることがあります。市場環境及び資金動向等によっては、基準価額が下値目安を大きく下回る場合があります。

※基準価額が下値目安を下回らないことを保証もしくは示唆するものではありません。

※上記はイメージ図であり、実際の運用とは異なります。

<短期的な基準価額の下落を抑制する方法例>

基準価額の水準等を勘案して投資資産の組入比率を変更します。

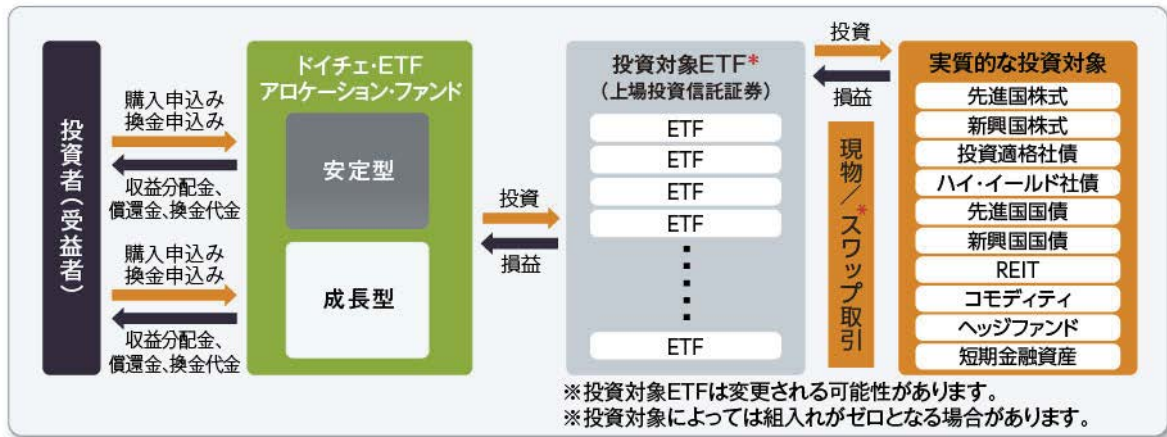


※低リスク資産とは短期金融資産や債券等、変動幅が比較的小さいと考えられる資産クラスです。高リスク資産とは株式等、変動幅が比較的大きいと考えられる資産クラスです。

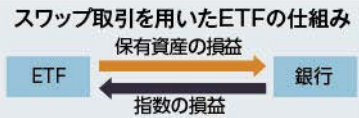
※上記の資産クラスは一例であり、必ずしも実際のリスクの程度と一致しない場合があります。

※上記はイメージ図であり、実際の運用とは異なります。

3 各ファンドはファンド・オブ・ファンズ的方式で運用を行います。



*対象指数を構成する銘柄に直接投資を行わず、スワップ取引を用いて、対象指数に連動した投資成果を目指すETFを組み入れる場合もあります。当該ETFでは、ドイツ銀行またはその他の銀行等との間でスワップ契約を結び、対象指数の構成銘柄を保有する場合と同様の投資成果を得ることを目指します。(後記「ETFへの投資にあたっての留意点」をご参照下さい。)



○投資対象ETF一覧 (2023年10月末時点)

| 資産クラス | | 銘柄 | 対象指数 | 信託報酬相当額(年率) | 安定型 | 成長型 | |
|-------|-------|---|--|---|-------|-----|---|
| 先進国株式 | 米国 | Xトラッカーズ S&P500 スワップ UCITS ETF ^{※1} | S&P 500 Index | 0.15% | ○ | ○ | |
| | ユーロ圏 | Xトラッカーズ MSCI EMU UCITS ETF ^{※2} | MSCI EMU Index | 0.12% | ○ | ○ | |
| | 欧州 | アムンディ ETF MSCI 欧州(除EMU) UCITS ETF ^{※3} | MSCI Europe ex EMU Index | 0.30% | ○ | ○ | |
| | 日本 | Xトラッカーズ MSCI ジャパン UCITS ETF ^{※2} | MSCI Total Return Net Japan Index | 0.20% | ○ | ○ | |
| | グローバル | | iシェアーズ・エッジ MSCIワールド・バリュー・ファクター UCITS ETF ^{※4} | MSCI World Enhanced Value Index | 0.30% | ○ | ○ |
| | | | iシェアーズ・エッジ MSCIワールド・ミニマム・ボラティリティ UCITS ETF ^{※4} | MSCI World Minimum Volatility Index | 0.30% | ○ | ○ |
| | | | iシェアーズ・エッジ MSCIワールド・クオリティ・ファクター UCITS ETF ^{※4} | MSCI World Sector Neutral Quality Index | 0.30% | ○ | ○ |

| 資産クラス | | 銘柄 | 対象指数 | 信託報酬相当額(年率) | 安定型 | 成長型 |
|------------|-------|---|---|-------------|-----|-----|
| 先進国 株式 | グローバル | iシェアーズ・MSCIワールド・クオリティ・配当・ESG UCITS ETF ^{※4} | MSCI World High Dividend Yield ESG Reduced Carbon Target Select Index | 0.38% | ○ | ○ |
| 先進国 国債 | 米国 | Xトラッカーズ II 米国 トレジャリーズ UCITS ETF ^{※2} | iBoxx® \$ Treasuries Index | 0.07% | ○ | ○ |
| | ユーロ圏 | Xトラッカーズ II ユー ロ圏 国債 UCITS ETF ^{※2} | iBoxx® Euro Sovereigns Eurozone Index | 0.15% | ○ | ○ |
| | | Xトラッカーズ II ユー ロ圏 国債 3-5年 UCITS ETF ^{※2} | Markit iBoxx EUR Eurozone (DE ES FR IT NL) 3-5 Index | 0.15% | ○ | ○ |
| | 日本 | Xトラッカーズ II 日本 国債 UCITS ETF ^{※2} | FTSE Japanese Government Bond Index | 0.15% | ○ | ○ |
| 投資適 格社債 | 米国 | UBS ETF-ブルームバ ーグ米国リキッド社債 1-5年 UCITS ETF ^{※5} | Bloomberg US Liquid Corporates 1-5 Year Total Return Index | 0.18% | ○ | ○ |
| | | Xトラッカーズ 米ドル 社債 UCITS ETF ^{※2} | Bloomberg USD Liquid Investment Grade Corporate Index | 0.12% | ○ | ○ |
| | グローバル | Xトラッカーズ II ユー ロ 社債 UCITS ETF ^{※2} | Bloomberg Euro Corporate Bond Index | 0.12% | ○ | ○ |
| | | iシェアーズ・ユーロ社 債1-5年 UCITS ETF ^{※4} | Bloomberg Euro Corporate 1-5 Year Bond Index | 0.20% | ○ | ○ |
| 新興国 株式 | グローバル | Xトラッカーズ MSCI新 興国市場UCITS ETF ^{※2} | MSCI Total Return Net Emerging Markets Index | 0.18% | - | ○ |
| 新興国 国債 | グローバル | Xトラッカーズ II 米ド ル 新興国市場債券 UCITS ETF ^{※2} | FTSE Emerging Markets USD Government and Government-Related Bond Select Index | 0.25% | - | ○ |

※1投資運用会社は、DWSインベストメンツ UK リミテッド

※2投資運用会社は、DWSインベストメントGmbH

※3投資運用会社は、アムンディ・アセット・マネジメント

※4投資運用会社は、ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド

※5投資運用会社は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド

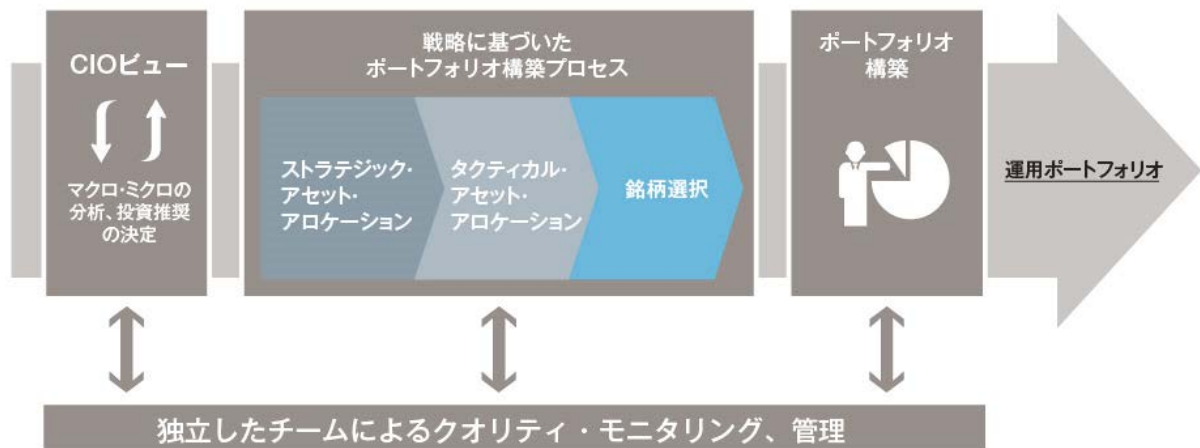
(注) 上記は2023年10月末時点での組入ETFに関する情報であり、今後変更となる場合があります。

4

各ファンドの運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

- DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

<運用プロセス>



(注) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となる場合があります。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<主な投資制限>

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<分配方針>

毎決算時（原則として毎年10月7日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の債券等の価格は、こうした金利変動や投資環境の変化等の影響を大きく受け、短期間に大幅に変動する可能性があります。

③信用リスク

株価及び債券価格は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国の株式及び債券は、先進国の株式及び債券に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

④為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。安定型については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。成長型については、対円での為替ヘッジを機動的に行い、為替変動リスクの低減を図ることを目指しますが、基準価額への影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。なお、各ファンドの対円での為替ヘッジは、原則としてETFの通貨で行うため、当該通貨と他通貨との間の為替変動も基準価額の変動要因となることがあります。

⑤カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、新興国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

⑥流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑦REITの価格変動リスク（成長型のみ）

REITは株式と同様に金融商品取引所等で売買されているため、市場における需給や不動産市況に関する見通し等の様々な要因で価格が変動します。また、一般にREITが投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、REITの価格及び分配金はその影響を受けます。REITが投資対象とする不動産等にかかる規制の強化や新たな規制の適用等により、規制下となる不動産等の価値が低下する可能性があり、その結果、REITの価格が下落することがあります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑧コモディティへの投資に伴うリスク（成長型のみ）

コモディティ投資においては、様々な商品先物市場の変動の影響を受けます。個々の商品先物の価格は商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由及び政策、疾病、伝染病、技術発展等の様々な要因に基づき変動し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑨ヘッジファンドへの投資に伴うリスク（成長型のみ）

ヘッジファンドは、デリバティブ取引を含む様々な投資手法を用いて、当該ヘッジファンドの純資産を上回る規模の取引を行ったり、建玉（買いまたは売りの両方を含みます。）を保有することがあります。そのため、ヘッジファンドへの投資においては、市場価格の変動以上に損失が拡大する可能性があり、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

資産配分に関する留意点

安定型については、基準価額の下落を概ね一定水準に抑えることを目指して運用を行うため、運用者の裁量により短期金融資産や債券等の低リスク資産の保有比率を増やすことがありますが、当該運用が効果的に機能しない状況等では、基準価額の下落を一定水準に抑えられない場合があります。また、低リスク資産の保有比率を増やした結果、市場全体の上昇に追従できない場合があります。

ETFへの投資にあたっての留意点

当ファンドが投資するETFには、対象指数を構成する銘柄に直接投資を行わず、スワップ取引等を用いて、対象指数に連動した投資成果を目指すETFが含まれます。スワップ取引等においては、当該スワップ取引等の相手方の信用リスクが存在します。なお、スワップ契約の多くは契約担保の提供をスワップカウンターパーティに求める内容となっており、万が一スワップカウンターパーティが破綻しても、受け入れた担保を換金することで損失が軽減される仕組みとなっています。

※ スワップカウンターパーティとは、スワップ取引の契約の相手方のことをいいます。

その他の留意点

- ・信託財産留保額は、ファンドを換金する受益者と引続き保有する受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、換金する受益者が負担する費用でファンドに繰り入れられるものです。当ファンドは信託財産留保額を徴収しませんが、換金申込みにより当ファンドにおいて組入資産の売却が行われた場合には、当該売却に係る実質的な費用により当ファンドの基準価額が下落し、引続き保有する受益者が影響を受けることがあります。
- ・各ファンドの資産規模に対して大量の購入申込み（ファンドへの資金流入）または大量の換金申込み（ファンドからの資金流出）があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

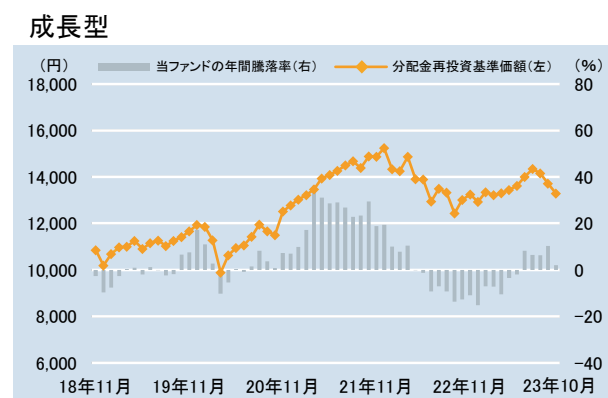
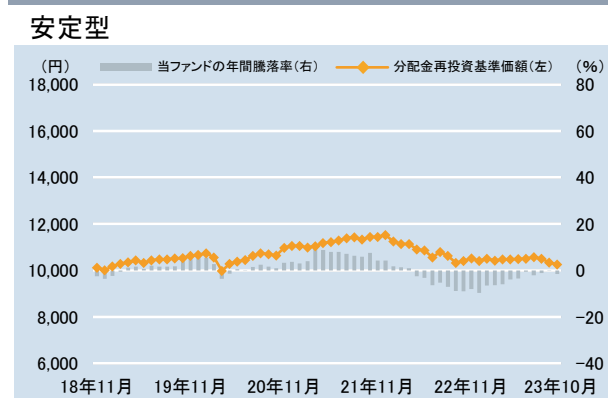
リスクの管理体制

- ・委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

(参考情報)

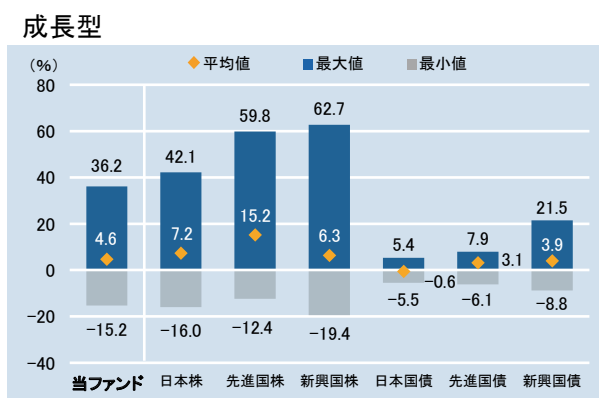
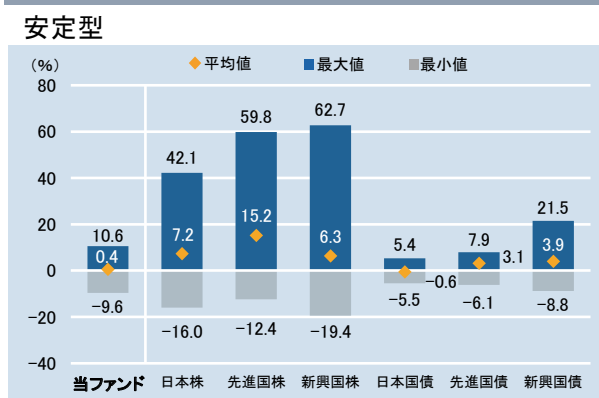
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2018年11月～2023年10月)



当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2018年11月～2023年10月)



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2018年11月～2023年10月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日本株：TOPIX（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
 （注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 （注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

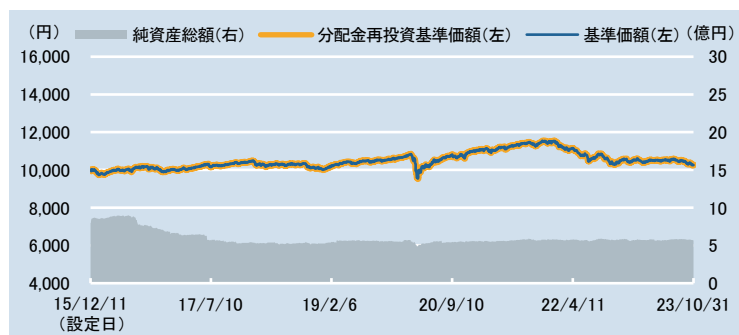
- ・ T O P I X（東証株価指数）の指数値及び T O P I Xにかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等 T O P I Xに関するすべての権利・ノウハウ及び T O P I Xにかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、T O P I X の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ M S C I コクサイ・インデックス及び M S C I エマージング・マーケット・インデックスは、M S C I インク（以下「M S C I」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は M S C I に帰属します。また、M S C I は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ N O M U R A - B P I は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「N F R C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は N F R C に帰属します。なお、N F R C は N O M U R A - B P I を用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ F T S E 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- ・ J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co. の子会社である J. P. Morgan Securities LLC（以下「J. P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J. P. Morgan は、J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的で J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J. P. Morgan は、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否または J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2023年10月31日

基準価額・純資産の推移

安定型



成長型



分配の推移

安定型

| 1万口当たり、税引前 | |
|------------|----|
| 2023年10月 | 0円 |
| 2022年10月 | 0円 |
| 2021年10月 | 0円 |
| 2020年10月 | 0円 |
| 2019年10月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

成長型

| 1万口当たり、税引前 | |
|------------|----|
| 2023年10月 | 0円 |
| 2022年10月 | 0円 |
| 2021年10月 | 0円 |
| 2020年10月 | 0円 |
| 2019年10月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

安定型

組入上位ファンド

| | ファンド名 | 比率 (%) |
|----|--|--------|
| 1 | iシェアーズ・ユーロ社債1-5年UCITS ETF | 11.8 |
| 2 | Xトラッカーズ II ユーロ圏国債3-5年UCITS ETF | 11.3 |
| 3 | UBS ETF-ブルームバーグ米国リキッド社債 1-5年 UCITS ETF | 8.1 |
| 4 | Xトラッカーズ S&P500 スワップ UCITS ETF | 7.8 |
| 5 | Xトラッカーズ II ユーロ 社債 UCITS ETF | 6.2 |
| 6 | Xトラッカーズ 米ドル 社債 UCITS ETF | 4.7 |
| 7 | Xトラッカーズ II 米国 トレジャリーズ UCITS ETF | 4.0 |
| 8 | Xトラッカーズ II ユーロ圏 国債 UCITS ETF | 3.7 |
| 9 | Xトラッカーズ II 日本 国債 UCITS ETF | 2.3 |
| 10 | Xトラッカーズ MSCI EMU UCITS ETF | 1.5 |

資産クラス別構成比

| | 資産クラス | 比率 (%) |
|----|--------|--------|
| 株式 | 先進国株式 | 16.2 |
| | 先進国国債 | 21.3 |
| 債券 | 投資適格社債 | 30.8 |

成長型

組入上位ファンド

| | ファンド名 | 比率(%) |
|----|---|-------|
| 1 | Xトラッカーズ S&P500 スワップ UCITS ETF | 39.8 |
| 2 | Xトラッカーズ MSCI EMU UCITS ETF | 8.3 |
| 3 | アムンディ ETF MSCI 欧州(除EMU)UCITS ETF | 7.3 |
| 4 | Xトラッカーズ MSCI ジャパン UCITS ETF | 5.4 |
| 5 | iシェアーズ・エッジMSCIワールド・クオリティ・ファクター UCITS ETF | 4.4 |
| 6 | iシェアーズ・エッジMSCIワールド・ミニマム・ボラティリティ UCITS ETF | 3.9 |
| 7 | Xトラッカーズ II ユーロ圏国債3-5年UCITS ETF | 3.8 |
| 8 | iシェアーズ・エッジMSCIワールド・パリュール・ファクター UCITS ETF | 2.2 |
| 9 | UBS ETF-ブルームバーグ米国リキッド社債 1-5年 UCITS ETF | 2.1 |
| 10 | iシェアーズ・MSCIワールド・クオリティ・配当・ESG UCITS ETF | 2.1 |

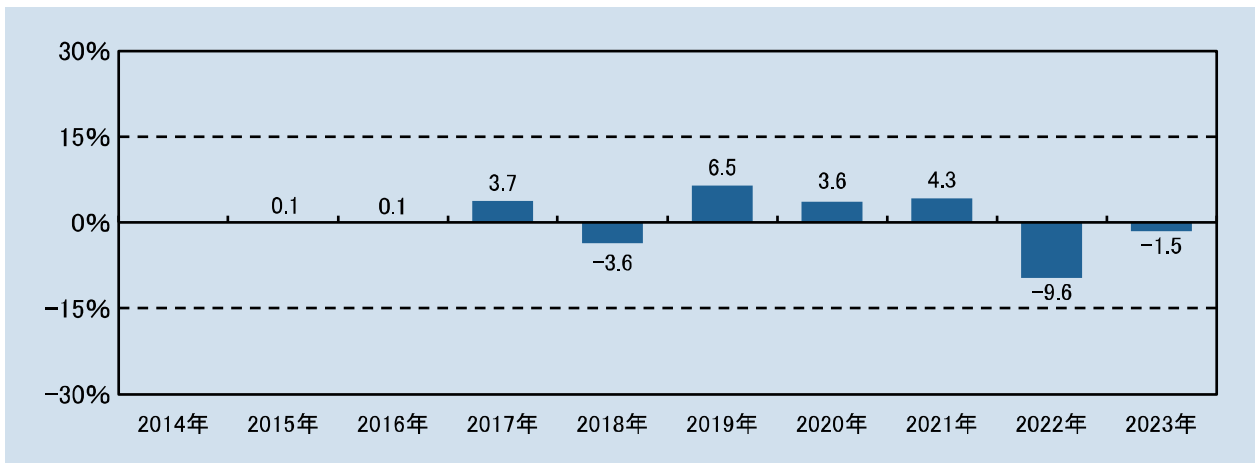
資産クラス別構成比

| | 資産クラス | 比率(%) |
|-----|----------|-------|
| 株式 | 先進国株式 | 73.4 |
| | 新興国株式 | 2.1 |
| 債券 | 先進国国債 | 7.4 |
| | 新興国国債 | 1.4 |
| | 投資適格社債 | 4.7 |
| | ハイ・イールド債 | 0.0 |
| その他 | REIT | 0.0 |
| | コモディティ | 0.0 |
| | ヘッジファンド | 0.0 |

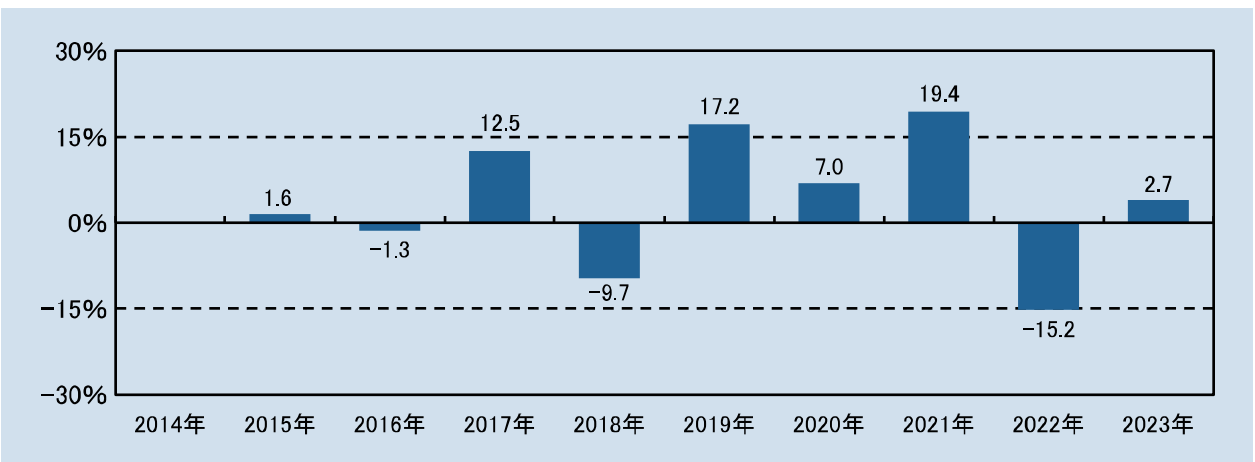
※ 比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

安定型



成長型



※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したもものとして計算しております。

※2 2015年は設定日(12月11日)から年末までの騰落率、2023年は10月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 購入代金 | 原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して 7 営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日とします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後 3 時とします。 |
| 購入の申込期間 | 2024 年 1 月 11 日から 2024 年 7 月 10 日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があると委託会社が判断した場合は、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。 |
| 信託期間 | 設定日（2015 年 12 月 11 日）から無期限とします。 |
| 繰上償還 | 各ファンドは、受益権の口数が 10 億口を下回る事となった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。 |
| 決算日 | 原則として毎年 10 月 7 日（休業日の場合は翌営業日）とします。 |
| 収益分配 | 年 1 回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンドについて 5,000 億円とします。 |
| 公 告 | 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は 2024 年 1 月 1 日現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | |
|---------------------|---|---|--|--------------------------|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜 3.0%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。 | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | 実質的な負担 (①+②) | 信託財産で負担する実質的な運用管理費用 (信託報酬) の目安は下記①と下記②の合計になります。なお、投資対象ETFの信託報酬相当額 (下記②) は組入状況等により変動します。そのため、実質的な負担について事前に料率、合計額等を表示することができません。 | | |
| | ①当ファンド | 日々の信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用 (信託報酬) は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日 (当該日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。) 及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※当ファンドの運用の指図を行うDWSインベストメント GmbH に対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。 | | |
| | | 配分 (税抜) 及び役務の内容 | | |
| | | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| | | 委託した資金の運用等の対価 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| 安定型 | 年率 0.638% (税抜 0.58%) | 0.275% | 0.275% | 0.03% |
| 成長型 | 年率 0.913% (税抜 0.83%) | 0.40% | 0.40% | 0.03% |
| ②投資対象ETF | 投資対象ETFにおいても信託報酬相当額*がかかりますが、その額は組入状況等により変動します。 * 投資対象ETFの信託報酬相当額については、前記「ファンドの特色」の「投資対象ETF一覧」をご参照下さい。 (ご参考) 2023年10月末時点の組入比率を基に試算したETFの信託報酬相当額 (加重平均値) は、<安定型>年率 0.11%程度、<成長型>年率 0.17%程度です。なお、当該試算額は、組入状況等により変動します。 | | | |

| | |
|------------|--|
| その他の費用・手数料 | <p>当ファンド及び組入ETFにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、租税等（ETFがスワップ取引等を通じて負担するものを含みます。）がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。</p> <p>ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。</p> <p>※当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。</p> <p>※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> |
|------------|--|

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|----------|--|
| 分 配 時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315% |
| 換金（解約）時 及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2024年1月1日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<MEMO>